

地方議会議員の 「議員力」の向上と今後の課題

出井 信夫

東北公益文科大学大学院教授

一般市民の関心を集めた 「自治体の財政問題」の広がりとその経緯

近年、市民等が自分の住むまちの財政状況を分析し、その結果を「財政白書」等としてとりまとめ、手づくりの「自治体財政白書（財政分析）」が東京都町田市、長野県松本市など全国29自治体39冊が発刊され、さらに広がる傾向にあると『新潟日報』（2010年8月30日朝刊9面）で報道されている。

一般市民が自治体の行財政運営に対し強い関心を持ち、自発的に財政分析等を行うようになった要因や背景は、次の諸点に要約される。

第1に、2002年11月、筆者と共同通信社池谷忍氏の共著『自治体財政を分析・再建する—予算・収支の読み方から、行政評価・バランスシート・財政健全化計画の作成法まで—』（大村書店）が刊行されたことに端を発する。本書は、地方財政用語や自治体財政の分析方法等について、分かりやすく具体的な事例を分析した解説書で、事業評価や行政評価、企業会計的視点からバランスシート分析、さらに自治体の財政健全化計画作成のポイント等、これまでの地方財政入門書等とは異なる視点から執筆された他に類例のない地方財政分析の入門書である。

当時旧自治省では、「第三セクターに関する指針」づくりを進めるため、研究会や調査委員会等が設置され、筆者も参画していた。共著者の池谷氏は、当初、その指針の内容や第3セクターの問題や課題などについて筆者の意見等を求め、前職の新潟産業大学の研究室に度々連絡されてきた。池谷氏によれば、筆者だけが、①自治体の行財政制度や補助制度等を踏まえ、②「公共が施設整備し、民間が運営管理するという公設民営型の第3セクター方式」があること、③この方式による第3セクターは大幅な経営赤字にはなり難いが、自治体の行

財政運営の観点からは問題があること、一方、④民間主導型で設立されたリゾート開発や駅前再開発事業などの典型的な第3セクター方式では、投資規模が大きいこと、計画時と完成時の齟齬が大きいことなどから、大幅な経営赤字に陥りやすく事業が失敗する可能性が高いなどを分かりやすく解説してくれた。「地方財政に造詣が深いと推察するので、自分と一緒に市民向けに分かりやすい自治体財政の解説書を執筆しないか、数年後には団塊の世代が定年退職するが彼らが地域社会に戻ったときに自治体の財政運営に関心を持つはずである。自治体の行財政運営に関して分かりやすい解説書がない。一般市民に向けて分かりやすい解説書を執筆したい」と相談されたのが本書執筆の経緯、動機である。池谷氏は旧自治省内政記者クラブの敏腕記者（その後論説委員・内政部長等を歴任）で、研究所や大学で研究を行ってきた筆者にはない、マスコミ人特有の感性の鋭さや時代の潮流を見る見識に驚かされたことを鮮明に覚えている。本書は、自治体職員や議会議員、市民や学生等、多数の読者の関心を集め重版された。

まえがきは、「市町村倒産はあり得ないことではない」との警告文で始まる。このまえがきは、大仰で、自治体の財政破綻は現実味がないと大多数の人は考えていた。書評を依頼した高橋正樹新潟県副知事（当時、富山県高岡市長）は、この「まえがき」を見て、一瞬たじろがれたが、本書を高く評価された（時事通信『税務経理』に書評掲載）。

このような経過の中、NHK広島局発特別番組『ふるさと発スペシャル まちが“倒産”しないために一検証・自治体財政問題—』（2003年10月25日）が放送された。「政令指定都市広島市が財政再建団体へ転落する」という衝撃的な「財政破綻非常事態宣言」が発表されたことがその契機であった。本書を読んだ担当ディレクターから番組内容について相談され、協力要請、番組への出演依頼があった。同番組は、73分

間の長編で「市町村合併と財政問題」の観点より、自治体の財政危機や財政破綻の懸念、自治体財政の課題などが詳解された。とりわけ、広島県大竹市の市民グループが、自発的に「行財政システム改善推進委員会」を結成し、市の財政分析を行うと同時に、大規模な分譲住宅開発計画は実現性に乏しいことから中止を市当局に提案した。最終的には、市長や議会は市民グループの提案を受け入れて事業が中止されたことが紹介された。このテレビ放送により市民の関心が一気に高まったことが第2の要因である。

本書の読者である新潟県見附市「見附まちづくり市民ネットワーク」の代表者から2004年4月、見附市民に地方財政を分かりやすく解説してほしいとの講演依頼があった。同ネットワークでは、合併相手の長岡市の財政状況を分析した結果、長岡市の財政状況は厳しいとの判断により長岡市とは合併しない独自路線を進むという選択肢を選んだものの、見附市の財政は本当に大丈夫なのか、逆に心配になった、地方財政等を市民に分かりやすく解説してほしいとの依頼であった。このような市民の自治体財政への危機感が第3の要因である。

筆者は、本書を読んだ学陽書房の若い優秀な編集者から依頼され、2004年自治体財政の分析手法の方法や財政運営のあり方について詳解した著書『基礎からわかる自治体の財政分析』を上梓した。NHK全国放送「クローズアップ現代」担当ディレクターは、自治体の財政問題を取り上げたいと、同書を持参し、アドバイスを求めてきた。筆者のアドバイスを踏まえて同番組により放送された。この放送が契機となって、他のマスコミ各社からも類似報道が多くなされたことにより、自治体の財政問題が広く市民等の関心を集めたことが第4の要因として挙げられる。

2006年6月20日、北海道夕張市の財政破綻が明らかになったときには、多くの人が衝撃を受けた。「夕張市の財政破綻、夕張市が倒産」と題し、当時、マスコミで大きな話題を呼んだことは記憶に新しい。一般市民には衝撃的な出来事であった。「市が倒産した」、それはどういうことなのか、また今後市民生活はどうなるのかと。夕張市の財政破綻当時、破綻要因やその影響などについて、多くのマスコミから取材や問合せが筆者にきた。NHKラジオからは生放送で解説してほしいと依頼があった。財政再建策のひとつとして、水道料金など生活に密着した利用料金が大幅に引き上げられる一方、市民サービスは低下するなど市民生活に大きな打撃を及ぼすことが明らかになったからである。自治体の財政破綻が現実起きたことにより、自治体の財政問題に市民の強い関心がさらに高まったことが第5の要因である。

筆者は、その後、学陽書房から『基礎からわかる自治体の

財政再建』（2007年）、『基礎からわかる自治体の財政分析（改訂版）』（2008年）を上梓してきた。このような中で、「筆者の著作を“囃矢”^{はやや}として、類書が他の出版社等より複数冊出版された」ことにより、さらに自治体の財政問題に関心を持つ一般市民が拡大したことが第6の要因といえる。

加えて、自治体財政健全化法と呼ばれる、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律94号）が成立し、各自治体では財政の判定指標である4つの基準指標の数値を公表することにより、さらに関心が高まったことが第7の要因である。

近年、総務省ホームページには、決算統計等、基礎的な数値の「地方財政状況調査関係資料」が統一的に掲載され、全国の自治体の財政関係統計資料の入手が容易になった。これが第8の要因である。

最近では、市民グループ等により「自治体財政白書」が各地で刊行され、マスコミ等で取り上げられることにより、一層一般市民の関心が高まった。これが第9の要因といえよう。

このように、市民グループが自発的な委員会や制作委員会等を結成し財政分析等の活動を行ってきたことに対し、仄聞^{そくぶん}するところによれば、社会人主体の某大学大学院の特別講義における意見交換では、大学院在籍受講者から「市民の物好きだ」と否定的な意見があったようである。が、筆者は一般市民や学生等が自分の住むまちの財政状況に関心を持ち、財政分析等を「財政白書」等として公表するのは極めて意義深く有益であると考えている。

筆者が学生と一緒に発刊した『地域社会経済分析の実際—新潟県柏崎市の事例研究—』（地域計画研究所、1997年）は、前職の大学のゼミ学生と地元新潟県柏崎市を調査して体系的にまとめたもので、B5判231頁の労作である。当時、地元紙「新潟日報」にも取り上げられ高く評価された。本書の内容は、「市町村の基本構想、総合計画」の策定に際して検討すべき内容や調査、分析である。現在でも高い評価を受けている。また担当講義「地方財政論」では、一般市民が聴講参加して所定の講義時間を受講し、課題レポートを提出したことを評価し、「科目履修者」として数人に修了書を授与した。

現在、筆者は山形県と庄内地域市町が施設整備し、私立大学として運営されている「公設民営型」の大学（本部学部は酒田市、大学院修士・博士後期課程は鶴岡市に所在）に奉職している。本学学部が所在する酒田市主催「市民大学講座」（2007年度）では、「私たちの暮らしと自治体財政を考える」と題し、酒田市財政の現状等を解説した。また、本学大学院の公開講座「自治体実務経営講座」（2007年度）の講義では、研修教育派遣されてきた山形県職員、鶴岡市、酒田市職員等の社会人大学院生、酒田市や鶴岡市の市議会議員、銀行員や

企業人、一般社会人の受講生に対して、講義出席と課題レポートの提出者には科目履修の所定2単位を認定した。

● 議会・議員改革の必要性

リーマンショック以降、経済が低迷し雇用が不安定な地域社会において、給与所得は一般民間企業等よりも低いものの、地域経済の悪化等にも影響されず、雇用身分が安定していると羨望のまなざしで見られていた「市町村自治体職員」に対しては、地域住民から急速に厳しい視線が向けられている。一部マスコミによる「公務員たたき」と考えられる場面も少なからずあるが、「公務員の仕事内容」、「保障された身分制度」、「安定した比較的高額な所得」等に対し、地域住民の目線は一段と厳しさを増している。

地域分権から「地域主権」、「地域の自主性の醸成」の発想のパラダイム転換が求められる中で、「公務員改革」、「地方議会改革」、「議会議員改革」が注視されている。

地元のフリーペーパー紙「コミュニティ新聞」（毎週金曜日発行）より、自治体の行財政問題や第3セクター問題等について、度々コメントを求められてきた。

2010年7月、酒田市及び鶴岡市の退職公務員問題について、市が^{しよつせん}出捐・出資した公益法人や第3セクター会社等、市に関係深い外郭団体等へ再就職することの是非について意見を求められた。市民の目線は、ここまで厳しいのかと改めて実感した次第である。同紙の2010年8月20日号1～3面には両市が出捐・出資した第3セクター等の法人に、両市を退職した公務員の再就職状況などが、また同紙3面には「出資法人のあり方、体系的検討を」と題する筆者のコメントが掲載された。それは次の内容である。

国と自治体の役割分担や新たな「公」のあり方が、種々の観点より議論されている中で「公務員改革」が大きな課題となっている。地方主権が提唱される中で、自治体財政健全化法が施行され、自治体の自立性と地域経営主体者としての役割機能が一段と高まっている。

これまで、自治体の外郭団体等と呼ばれる自治体出資法人は、自治体政策を実際に実現、具現化する団体・法人として大きな役割を担い設立されてきた。この自治体出資法人は、ある意味、民間企業等における「親会社と子会社、孫会社」の関係にある。法人設立時における出捐・出資に加え、人的、資金支援、業務委託等多面的な関係にある。

この両者間の関係について、新潟県では、旧自治省より1999年5月20日、「第三セクターに関する指針」についての発出を踏まえ、2001年度「県の出資法人に対する運営指導方針」が策定され、基本財産、資本金等について25%以上の

出資を行っている等、特に県行政と密接な関係を有すると認める法人に対し、毎年度経営状況の点検評価を行い、「出資法人経営評価委員会」を設置し、その検討結果に基づき経営改善に関する指導、県の関与・支援の見直し、出資法人の整理・合理化が行われてきた。

点検評価は、法人事業の公共性・公益性の検証、経営や運営状況の評価、経営情報の開示状況の3つの視点から実施され、設立後一定期間が経過した法人について、社会経済環境、県行政へのニーズの変化、当該法人の経営・運営状況を踏まえつつ、法人運営の自立化、自主的経営の原則の下、県の関与・指導の必要性を検討し、人的・財政的支援の見直しを行うものである。とりわけ、2005年度の委員会では6名の民間人による委員会構成により、法人の統合や廃止等、次の観点より、抜本的な見直しがなされた。

(1)あり方（法人の方向性）の見直し—①設立趣旨の視点、②事業推進の視点、(2)県の関与の見直し—①役員就任の見直し、②職員派遣の見直し（派遣職員の引き揚げや縮減）、③財政支援の見直し、(3)指定管理者制度への対応、(4)随意契約の見直し、(5)プロパー職員の処遇、(6)その他である。詳細は同県のホームページを参照されたい。

翻って、酒田市や鶴岡市等において、新潟県のように、種々の観点より、出資法人のあり方について、体系的に検討がなされてきたということは聞かない。今後どのように対応していくのかが、今厳しく問われている。

また、定年を迎えた自治体職員の再就職問題を含め、両市が今後、公務員改革や自治体財政健全化法などに、どのように対応していくのかが、今厳しく問われている、と。

地方議会や議会議員に対し市民意識や市民感情等の詳細は不明であるが、早晚、公務員に対すると同様に、市民の視線が一段と厳しくなることは容易に想像できる。遠からず、「議員の仕事」、「保障された身分制度」、「安定した比較的高額な給与所得」、「議員定数」等が大きな問題として注目され、議論の対象になることが予想される。

近年、地方議会議員の能力や技量の測定、また能力向上を支援、維持する方法などとして、「議員力検定」や「自治体法務検定」などが開設され注目されている。「自治体の職員や議員の能力や見識」などが改めて問い直される中で、とりわけ地方議会の「議員力」、「自治体の財政分析力」などの有無が大きな関心事となっている。

かつて、国会議員や地方議会議員に対して地域住民側では、「仕事や入札等の口利き」、「就職企業への口利き」等、利益誘導型の能力や利益再分配対応力を強く求めていた時代があった。その見返りに、選挙で住民は議員に1票を投じてきたわけである。さながら両者は、相互扶助関係としてとらえられ、

それが議員力であると評価された時期もあった。今はそのような時代状況ではないことを誰でも認めることは改めていうまでもない。議会改革や議員改革は待ったなしの状況にある。

議員に求められる 行財政改革の見識や能力

地方議会や地方議会議員に対し、市町村長等の執行機関の附属機関化、執行機関の監視力の低下、議決権限行使力の衰退等が厳しく批判され、地方議会や議員の役割や機能が問われている。筆者は、本学の自治体職員や議会議員等社会人院生に対し、研究調査の方法や課題解決手法等について、講義や演習を通じてアドバイスしてきた。例年兼任講師を委嘱されている明治大学専門職大学院ガバナンス研究科で、2010年9月夏季集中講義で自治体職員や地方議会議員等の社会人院生にアドバイスした。受講生のひとり、栃木県小山市議会議員山口忠保氏のリサーチペーパー（修士論文）「協働体による地域ガバナンスの形成に関する研究—栃木県小山市における実践活動を通じて—」は優秀論文として評価された。また同議員の課題レポート「小山市の財政状況—平成20年度決算の財政分析—」は、公会計分析の力作である。筆者は、山口議員「小山市財政白書」の作成準備に協力している。市財政に関心のある市民や自治体職員、議員等の関係者に参考となるであろう。同時に、筆者が研究開発した市財政の将来動向予測シミュレーション分析システムによる分析も試みる。このシミュレーション分析は「自治体議員作成の嚆矢となる」と位置付けられよう。

ちなみに、筆者は2007年夏、第一法規主催地方議会議員研修セミナーで、自治体財政に関する話をした。大変興味深い話を聞いたとあいさつにいられた宮城県議会議員は経営学博士学位の方であった。国會議員には博士学位の取得者は数人いるが地方議会では珍しい。後日、この方が所属する党派の地方議員夏季研修会に招かれ、「自治体財政分析の視点」と題し、自治体財政の分析の方法などを踏まえ、自治体財政の悪化要因、危機要因などを概説し、自治体財政の健全化の方向について分かりやすく講演した。懇親会の席上、県議会や市議会議員の方々に、「地方議会の方で博士の学位を取得された方がいる。皆さんもぜひ大学院等で学ぶ機会を勧めます」と言うのと、「あの方は特別です」という大方の反応であった。県會議員に限らず市区町村の議會議員も、専門家として活動が期待されていることは時代の要請であると筆者は考えている。ぜひ大学院等で「財務・法務」、「自治体経営」等に関する研鑽を勧めたい。

個人の能力には限界があるが、大学学部や大学院の演習やワークショップ等の方法、また市民等との協働作業、あるいは

は政党の政策審議会等との連携を図るなど、様々な方法を取り、「地域住民を巻き込んだ形」で政策立案等を提案することを勧めるものである。「3人寄れば文殊の知恵」の言葉がある。自治体の経営改革のために衆知を結集し、地域振興や地域活性化を推進する原動力として活躍することを期待したい。

議員力向上のために「自治体財政分析」の 10の手法を学ぶことが重要である

手法1 自治体の提供している事業・サービスと各会計間の全体像を把握する

まず重要な点は、各市町村自治体では、どのような事業やサービスの提供を実施しているのかを把握する必要がある。また、それらの事業やサービスの提供は、どのような会計によって賄われているのかを把握することである。例えば、一般会計のほか、特別会計はどのようなものがあるのか、その内容はどうかなど、全体像を把握することがポイントである。各会計間の関係性や重複等、細かな点は初めのうちは特に気にする必要はない。自治体財政の全体像が分かれば、自然と細かな点も理解できる。経営的な視点や経営的センスで自治体財政を分析できるので安心されたい。

自治体財政健全化法において、分析の対象範囲とされているのは自治体の全事業・サービスである。従前の法律では、一般会計が中心でこのような事業展開の範囲まで対象とされていなかったため、自治体財政の全体像が把握できなかったわけである。「指標の対象」は、「フロー指標とストック指標」の観点より判定される。自治体の事業活動全般を把握するため、対象となる会計の範囲は「普通会計」に加え病院等の「公営企業会計」や「自治体出資法人や外郭団体の債務状況」まで対象範囲が拡大されている。財政健全性の判断基準指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つで、これらの指標は、財政赤字状況の把握と同時に、将来の負担状況や資金不足状況を表す指標として重要である。

手法2 自治体財政健全化法に基づく財政分析・財政診断ができるようにする

自治体財政分析に関しては、筆者の著書等を活用されたい。総務省のホームページには、全国の自治体の決算統計や財政関係資料などが詳解されている。中でも、「地方財政状況調査関係資料」には、「地方財政白書」、「決算カード」など、地方財政に関する資料データなどがまとめて掲載されている。財政分析で重要な点は、3～10年間の数値の動向や変化を分析することである。分析する数値は、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、あるいは増減を繰り返して推移してい

なのか、数値の動向や傾向を把握することが重要である。

次に、その要因や理由について分析し、原因を明らかにし、把握することが重要である。

手法3 首長になったつもりで自治体の経営改革を推進する

執行機関は政策実施について、常に批判の目にさらされているので、日ごろ緊張緊迫した行政執行を行っているといえよう。

翻って、議員の公務、責務とされている議会開催の状況を見ると、一般的に議会開催は、3月予算審議の議会、6月補正審議の議会、9月決算審議の議会、12月補正の審議等の議会が開催されている。この議会開催期間は、町村は1週間くらい、一般市は2週間くらい、中核市・特例市・政令市は3～4週間くらい、都道府県は4～7週間くらいであろう。

もちろん、議会審議の期間外でも、「自治体行政の監視や助言等の公務を担っている」わけであるが、議会の休会中は一般に緊張感が薄らぐことは否めないであろう。議会の休会中は何しているのかと、地域住民より厳しく問われる事態が予想される。

議会の休会中は、地域社会への貢献活動に精進されていると推察するが、同時に、大学院等で「財務・法務」、「自治体経営」等に関する研鑽をすることが重要である。

議員報酬は、議会開催中の委員会出席や本会議出席を基準に報酬を支給する、という自治体が出現している。今後、このような措置をとる自治体が多くなることが懸念される。議員報酬は議員活動に見合った金額にすると、議員の職務は、議会開催中の行政執行の監視の役割や機能にとどまらず、政策提案や政策立案を図るため、情報収集や情報交換などの自己研鑽に努めると同時に、地域住民等との意見交換等を通じて、内向きの議員仲間の活動展開から地域住民や執行機関に向けた外向きに働きかけを展開する活動形態などが重要なポイントとなると筆者は考えている。

最近、名古屋市や鹿児島県阿久根市のように、議会と市長が対立する自治体が散見される。筆者は両者間が緊張関係を保持することは重要であると考えているが、感情的に、また不毛な対立をすることは賛成しかねる。議員諸兄は、首長になる可能性もある。首長の目線で、自治体執行部を監視、助言、提言する機能や役割を担うべきである。

ちなみに、筆者の大学院研究室がある山形県鶴岡市では、2009年現職市長の退任に伴う市長選挙に立候補した3氏は、全員現職の市議会議員であったことを明記しておきたい。

手法4 情報収集や情報交換を推進し自治体や地域住民と問題、課題を共有する

行政監視等の議員活動の中で、特に政務調査費の支出等が監査対象とされている。若手議員が政務調査費の支出状況を自分のホームページに公開する例が多い。筆者の著作も参考図書として購入が公表されている。研究会や研究集会等の出席旅費や会費等も公開されている。自己研鑽のための情報収集や情報交換にとどまらず、地域住民等を巻き込んだ研修会や勉強会等の開催により、地域固有の課題や他地域との共通課題の解決を図るための活動の展開や実践度、充実度が問われる時代がそこまで来ている。

手法5 自分の得意専門分野をつくり情報収集に努め政策立案を提案する

これらの自己研鑽や交流活動等を通じて、自分の得意分野や専門分野を確立していくことが重要である。自分の関心がある、また興味がある分野を持つことである。某自治体関係者から聞いた話である。女性議員によれば、パートに出るよりも地方議会議員になった方がおもしろい、社会貢献ができ、時間給に換算したら高給だ、喜んで地域社会に溶け込んで議員活動をしていると。一般に女性議員はよく勉強しているといわれる。この話を聞いて、筆者は深く考え込んでしまった。おじさん議員、しっかりせよとエールを贈りたい。

手法6 議員活動を通じて政策立案や条例制定を提案する

自己研鑽や交流活動等を通じて自分の得意分野や専門分野が確立できたら、政策提案や条例制定に挑戦してみようことを勧めたい。個人でできる人は頼もしい限りである。仲間と議論しながら、政策提案や条例制定を目標に議員活動したら一層楽しいはずである。

筆者は、十数年、第3セクター研究学会の設立から事務局運営に携わってきた。研究会は大学施設を借用するが17時に終了する。17時からは場所を変えて居酒屋等で懇親会が行われる。以前話題を集めた「5時から男」に早変わりする。研究発表者等との意見交換が始まる。研究会はもちろんのこと、談論風発する懇親会の議論も楽しい。示唆されることが多い。筆者は、研究会や懇親会における議論をヒントに、論文や著書を執筆したことが数多くある。筆者が一番勉強する機会が得られたと感謝している。

手法7 地域振興や地域活性化、生活安定化の視点より予算の選択と集中配分を提案する

政策立案や条例制定等に力を注ぐと同時に、予算配分では事業の重点的な選択を行うとともに集中配分することによ

り、地域振興や地域活性化を図り、生活の安定を推進する事業を提案することが重要である。執行部予算の組替え提案も重要である。地域再生を促進するために「メリハリのある予算編成を行う」ことが重要なポイントである。

どのような事業やサービスを提供することが、地域振興や地域活性化、生活安定化などに役立つのか、議員個人における研究調査や自己研鑽の成果の見せどころである。

費用対効果等を勘案して、少ない財源でも大きな効果が期待できるように工夫することが重要な視点である。事業実施の達成状況、行政投資に対する費用対効果、行政評価の検証など、事業に重点的に投資することにより事業効果が発揮できるように、事業実施の工夫を図ることは極めて重要である。「箱物行政」と揶揄される市町村行政の発想の転換を図ることが、自治体の行財政システム改革のポイントである。

手法8 中・長期的な視点より財政健全化、財政運営を提案する

筆者の著書などを参考に、財政分析や財政診断の結果を踏まえて、今後の財政健全化や財政運営に対し、中・長期的な視点から提案を試みることを勧めたい。

まず自治体当局に対し、中・長期財政計画の立案作成を提案して、その計画案が出た段階で、財政計画等について詳細に質問する方法をとることも賢い方法である。議員個人でやる必要はない。自治体職員でもできないのが実態である。適切な質問ができればいい。

財政計画の立案や作成ができれば、自治体財政計画づくり、財政改革のプロになれる。

手法9 自治体経営の視点より各セクター間の連携・協働を提案する

国や地方財政の危機的な状況を背景に、自治体においては財政難の面から民間活力の活用を図ることを目的に指定管理者制度を導入し、「公の施設」の管理運営を民間企業等に指定する傾向にある。病院や上下水道等では、地方独立行政法人化が推進されている。

一方、公共施設整備や公共サービスの提供等においては、PFI事業手法や市場化テスト等の制度活用を模索しつつ、導入を検討する自治体もあり、導入事例や適用例は年々増加傾向にあるといえよう。他方、NPO法人の設立も年々増加傾向にある。

各自治体では、さらなる経営システム改革の確立が^{しやうび}愁眉の課題として認識や意識はされているものの、抜本的な決め手といえる政策や対応策に欠け、船が暗礁に乗り上げたような閉塞感が漂っている状況にある。これら地域住民や民間企

業、NPO等との連携や協働による地域に根ざした「新しい公共のあり方」について提案できるよう尽力されたい。

手法10 議員マニフェストの作成や情報誌発行を検討する

議員活動は一過性のものではない。また選挙直前のみ議員活動を強調するものでもない。議員活動は、永続的、継続的な活動が求められる。その意味では、筆者と共通点が多々あるといえる。否、筆者以上に、地域社会では大きな役割や権能があり、地域を具体的に動かす力があるのは地方議会議員である。自己研鑽や交流活動等を通じて自分の得意分野や専門分野の確立ができたなら、政策提案や条例制定の挑戦を勧める。個人でできる人は頼もしい限りである。住民グループや仲間の議員と議論しつつ、政策提案や条例制定を目標に議員活動したら楽しいはずである。筆者の著書等を参考に、財政分析や財政診断の結果を踏まえ、今後の財政健全化や財政運営を中・長期的な視点から提案するとよい。

各自治体では、NPMの観点よりPDCAサイクルを踏まえた自治体の経営システム改革の確立が^{しやうび}愁眉の課題と認識されているものの、抜本的な対応はなされていない。

ぜひ地域住民や民間企業、NPO等との連携や協働による地域に根ざした「新しい公共のあり方」を、議員自ら提案できるように尽力されたい。地域の再生、蘇生に^{きせい}尽力し活動する地方議会議員が、数多く出ることを期待している。

筆者は2010年10月、研修情報交流機関【自治体の行財政運営の仕組みが良く解かる学習会】事務局を関係者と設立した。2011年7月12日(火)、中央大学駿河台記念館で設立総会を開催する予定である。同会は、今後、自治体職員、議員、市民等への支援活動を推進する予定である。より良い地域づくり推進に関心のある方に、参画を勧める次第である。

【自治体の行財政運営の仕組みが良く解かる学習会】

<http://mikko.homeip.net/chihougyouzaisei/index.html>

事務局：〒113-0033東京都文京区本郷3-4-5

ハイム御茶ノ水702号 山本法律事務所内

電話：03-5800-6616 FAX：03-3811-3723



出井 信夫 Nobuo Idei

東北公益文科大学大学院教授

中央大学大学院修了後、地域計画研究所専務取締役・所長、新潟産業大学大学院教授を経て、2007年4月より現職。経済学博士。第3セクター研究会会長。山形県公益認定等審議会委員等各委員会の委員長、委員等公職を歴任。主な著書に『都市・地域政策と公民連携・協働—PPP・PFI・NPO・基金・公益信託・第3セクターの研究—』（地域計画研究所）、『基礎からわかる自治体の財政分析』『図説 地方財政データブック』『指定管理者制度』『基礎からわかる自治体の財政再建』『自治体の外郭団体・出資法人の公益認定』（学陽書房）等多数。